

「自殺予防対策に関する行政評価・監視」の勧告に対するその後の改善措置状況

【勧告先】内閣府、文部科学省、厚生労働省

【勧告日】平成 24 年 6 月 22 日

【一回目の回答日】平成 25 年 2 月 28 日～3 月 1 日

【二回目の回答日】平成 26 年 4 月 3 日～4 月 8 日

主な勧告（調査結果）

主な改善措置状況

1 自殺予防対策に係る効果的施策の推進

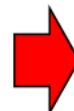
- ① 施策の効果の評価等の方法の検討。各府省の施策の効果の評価や施策の見直しの推進方策の実施。大綱の施策全体について、各府省の施策の評価結果に基づく総合的な評価の実施（内閣府）

〔 ・自殺予防対策としての効果の評価等を行っているとしているものは1施策のみ
 ・実施目的等に自殺予防が明記されていない施策が約半数（10府省68施策（49.6%）
 ※ 各府省が実施している自殺予防対策関係施策：11府省132施策（23年度） 〕

- ② 地方公共団体の先進的な取組事例について、市区町村も含め幅広く把握、各府省及び地方公共団体に対し情報提供。

自殺の危険性が高い者の特性に応じた対策の実施（内閣府）

〔 ・年齢別、職業別、原因・動機別などの自殺者に関する詳細なデータの活用は不十分
 ・市区町村の効果的な取組事例についての把握及び市区町村への情報提供は不十分 〕



- ① 自殺対策検証評価会議（平成 25 年 7 月設置）において、地域自殺対策緊急強化基金の事業内容を中心に評価。「平成 25 年度自殺対策検証評価会議報告書」を取りまとめ（同年 11 月）

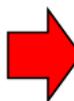
平成 26 年度以降、大綱の施策全体を対象に政策評価を実施予定

- ② 地方公共団体の取組事例について、当該地方公共団体の人口規模を示し、自殺の危険性が高い者ごとに取りまとめた「地域における自殺対策取組事例集」を作成。内閣府ホームページに掲載するとともに、地方公共団体に配布（平成 25 年 5 月）

2 自殺に関する相談事業を実施する民間団体に対する支援の一層の充実

- 民間団体における相談事業の運営等の実態及び課題等の把握の一層の充実。民間団体の安定的な事業継続の推進を図るための効果的な方策の実施（内閣府、厚生労働省）

〔 ・自殺に関する相談において重要な役割を果たしている民間団体の相談事業の実態・課題（※）の把握、支援が不十分
 ※ ボランティア相談員の不足、執務環境の改善が必要 等 〕



- 地域自殺対策緊急強化基金の事業実施状況報告の様式について、相談従事者の内訳、相談者数、相談種類・相談環境整備の状況等、民間団体の取組の状況をより詳細に把握できるよう見直し（内閣府）

- 自殺防止対策事業の事業者選定に当たり、その応募様式に、各民間団体の事業の先駆性を記述する欄の追加など、相談事業を実施する民間団体の運営実態、工夫した取組状況等の把握を一層充実（平成 25 年 12 月）（厚生労働省）

3 関係機関相互の連携の一層の推進等

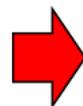
- ① 自殺対策連絡協議会等への教育委員会等の参加要請（内閣府、文部科学省）
〔・地方公共団体に設置された自殺対策連絡協議会等の中には、教育委員会等の学校関係者が未参加のものあり〕
- ② 自殺予防対策に関する業務に従事する者の心の健康の維持のための取組の重要性の周知徹底、地方公共団体への情報提供（内閣府）
専門的知見を活用した対応方法について一層の普及・啓発の実施（厚生労働省）
〔・取組事例についての情報提供、取組の重要性の周知が不十分（内閣府）
・専門的知見を活用した対応方法についての普及・啓発が不十分（厚生労働省）〕



- ① 都道府県、指定都市の自殺対策主管課長や、生徒指導担当者等を対象とした会議において、自殺対策連絡協議会等への学校関係者の参加を要請又は依頼（内閣府、文部科学省）
- ② 自殺対策従事者の支援と心のケアに関する先駆的事例について、地方公共団体に対し情報提供を実施（内閣府）
自殺予防総合対策センターの知見を活用し、「心理職自殺予防研修」（平成25年8月開催）等の研修プログラムを通じ、自殺対策従事者の心の健康の維持についての普及・啓発を実施（厚生労働省）

4 東日本大震災に関連した自殺を防止するための取組の一層の推進

- 東日本大震災の被災者及び被災者を支援する業務に従事する者の精神的負担の状況や症状等に関する実態の把握、これらの者の心の健康を維持するための長期的・継続的な取組の推進（内閣府）
〔・震災関連の自殺者は継続的に発生→長期的・継続的な被災者の心の健康維持が課題
・被災者を支援する業務に従事する者の心の健康維持も急務〕



- 東日本大震災の被災者及び被災者を支援する業務に従事する者の心の健康を維持するための取組として、新たな研修用教材を作成し、地方公共団体に配布（平成25年10月）

- この行政評価・監視の勧告内容は、全て、平成24年8月28日に閣議決定された「自殺総合対策大綱」に反映
- 平成25年の年間自殺者数は、27,283人（平成23年の年間自殺者数（30,651人）と比較して3,368人減少）

自殺予防対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告に 対する改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成23年5月～24年6月
- 2 調査対象機関 調査対象機関：内閣府、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省
関連調査等対象機関：都道府県、政令指定都市、市区町、独立行政法人、民間団体等

【勧告日及び勧告先】 平成24年6月22日 内閣府、文部科学省、厚生労働省

【回答年月日】 平成25年2月28日～25年3月1日

内閣府 平成25年3月1日 文部科学省 平成25年2月28日 厚生労働省 平成25年3月1日

【その後の改善措置状況に係る回答年月日】 平成26年4月3日～26年4月8日

内閣府 平成26年4月4日 文部科学省 平成26年4月3日 厚生労働省 平成26年4月8日

【調査の背景事情】

- 政府は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号。以下「基本法」という。）に基づき策定した「自殺総合対策大綱」（平成19年6月8日閣議決定。以下「大綱」という。）において、平成28年までに、17年の自殺死亡率（注）（25.5）を20%以上減少させるとの数値目標を設定
（注） 自殺死亡率は、人口10万人当たりの自殺者数を表す（自殺者数÷人口×100,000人）
 - ※ 大綱に盛り込まれている主な事項
 - ・ 重点施策（自殺の実態を明らかにする取組、国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組、社会的な取組で自殺を防ぐための取組等）
 - ・ 効果等の評価及び施策の見直しと改善
 - ・ 大綱の策定後おおむね5年を目途とした見直し 等
- 年間自殺者数は、平成17年以降、ほぼ横ばいが続き、ここ2年は減少しているものの、依然として3万人超（平成10年以降、14年連続して3万人超）
 - ※ 平成17年：3万2,552人（自殺死亡率25.5）、平成22年：3万1,690人（同24.9）、平成23年：3万651人（同24.0）
- 平成23年度において各府省が実施している自殺予防対策に係る施策（当初予算額）は、11府省庁・132施策（約149億6,400万円）

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 自殺予防対策に係る効果的施策の推進 (勧告要旨)</p> <p>内閣府は、自殺予防対策に係る効果的な施策を推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 自殺予防対策に係る施策の効果の評価等の方法について、地方公共団体の先進的な取組事例を参考にするなどして検討し、検討結果に基づき、各府省の施策について自殺予防対策に係る効果の評価やこれに基づく施策の見直しを推進するための方策を講ずること。</p> <p>また、各府省の施策についての評価結果に基づいて、大綱の施策全体についての総合的な評価を行うこと。</p> <p>(制度の概要等)</p> <p>○ 大綱において、自殺予防対策に係る施策の評価等について、「本大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を把握し、その効果等を評価するとともに、これを踏まえた施策の見直しと改善に努める」旨明記</p> <p>(調査結果)</p> <p>○ 大綱に基づく各施策の効果の評価等は不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣府は、自殺総合対策会議等において大綱に基づく各施策の実施状況を把握等しているのみ ・ 各府省においても、自殺予防対策としての効果の評価等を行っているものとして1施策のみ <ul style="list-style-type: none"> → 評価等の未実施の理由は、評価等の方法が分からないなど ・ 実施目的等において自殺予防が明記されていない施策が約半数(10府省・68施策(49.6%)) <ul style="list-style-type: none"> → 小学生を対象としたメディアリテラシー向上のための授業教材の開発等<総務省> → 誰もが地域で集い、憩うことができる環境形成のため、身近な都市公園の整備等<国土交通省> 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>→ 1回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況</p> <p>→ 2回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況</p> </div> <p>【内閣府】</p> <p>→ 平成24年8月28日に閣議決定された「自殺総合対策大綱」(以下「新大綱」という。)において、「中立・公正の立場から本大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を検証し、施策の効果等を評価するための仕組みを新たに設け、効果的に自殺対策を推進する」という記載が盛り込まれた。この記載を踏まえ、現在、新大綱に基づく施策の進捗状況・効果等の検証・評価等の方法、効果等の検証・評価等の結果を受けた施策の見直し方針等の検討を行っており、できる限り早急に一定の結論を得る予定である。</p> <p>また、新大綱における各府省の施策についての評価結果に基づいて、新大綱の施策全体についての総合的な評価を行うため、その方法等の検討を行っており、できる限り早急に一定の結論を得る予定である。</p> <p>⇒ 中立・公正の立場から新大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を検証し、施策の効果等を評価するための仕組みとして、平成25年7月に自殺対策検証評価会議を新たに設置した。平成25年度は都道府県に造成されている地域自殺対策緊急強化基金の平成24年度の事業内容を中心に様々な角度から評価を行い、平成25年11月に「平成25年度自殺対策検証評価会議報告書」として取りまとめ、i) 地方公共団体の負担も含む時限的でない財源による事業の実施、ii) 都道府県内での事業の役割分担の整理、iii) 普及啓発事業から他の直接的な事業(相談支援事業等)へのシフト、iv) PDCAサイクル等による検証・評価の充実等が盛り込まれた。</p> <p>また、平成26年度以降の政策評価(事後評価)を、新大綱の施策全体を対象に総合評価方式により行う予定である(政策評価書の取りまとめは、平成29年度目途)。その企画立案及び取りまとめに当たっては、学識経験者等の意見を求める予定である。</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <p>② 地方公共団体における先進的な取組事例について、市区町村も含めて幅広く把握し、各府省及び地方公共団体に対し情報提供を行うこと。</p> <p>また、関係府省と連携を図り、各種データや地方公共団体の先進的な取組事例を活用して、自殺の危険性が高い者についてはその特性に応じた対策を立てること。</p> <p>(制度の概要等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府は、警察庁及び厚生労働省から年齢別、職業別、原因・動機別などの自殺に関する詳細なデータの提供を受け、各種データの集計、公表等を実施 ○ 内閣府は、地方公共団体の取組事例について、都道府県及び政令指定都市を中心に把握 <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種データや地方公共団体の先進的な取組事例を活用した施策の推進が不十分 <ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣府における年齢別、職業別、原因動機別などの自殺者に関する詳細なデータの活用は不十分 <ul style="list-style-type: none"> → 例えば、生活保護受給者の自殺死亡率は、全国の自殺死亡率の2倍以上であるが、生活保護受給者を対象とした自殺対策については、大綱には明記なし ・ 内閣府における市区町村の効果的な取組事例についての把握及び市区町村への情報提供は不十分 	<p>【内閣府】</p> <p>→ 新大綱において、「地方公共団体が自殺の実態、地域の実情に応じた対策を企画、立案、実施できるよう必要な情報の提供（地方公共団体の規模等、特徴別の先進事例の提供を含む。）を推進する」ことが盛り込まれており、先進事例等地方公共団体が必要とする情報を収集しているところである。できる限り早急に、地域における自殺対策の取組事例を盛り込んだ事例集の作成、全国自殺対策主管課長等会議などを通じて、例えば人口規模別による市区町村の特徴的先進事例を紹介するなど情報提供していく予定である。</p> <p>また、新大綱において、警察が保有する自殺統計資料等について対策に活かせるようにするための情報の集約・提供、自殺未遂者など自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている者への対策等が盛り込まれたことを踏まえ、これまでに、i) 平成24年9月、自殺総合対策会議に「自殺対策の機動的推進のためのワーキングチーム」の設置、ii) 平成25年度の自殺対策関係予算案において、官民連携協働会議等の開催のための費用の計上などを行っているところである。今後、これらの関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を通じて、自殺の危険性が高い者について、各種データの分析や地方公共団体の先進的な取組事例の収集・分類を行うなどにより、その特性に応じた対策を推進していく予定である。</p> <p>⇒ 平成25年5月、地方公共団体の取組事例について、各地方公共団体の人口規模を示し地域の実情に応じた先駆的取組として紹介するとともに、自殺の危険性が高い者ごとに取りまとめた「地域における自殺対策取組事例集」を作成した。同事例集は、内閣府自殺対策ホームページに掲載するとともに、都道府県（市区町村への周知を依頼）及び政令指定都市に配布した。</p> <p>また、地方公共団体の自殺対策担当職員や民間団体等を対象とした自殺対策官民連携協働ブロック会議（注）において、地方公共団体における特徴的先進事例の紹介や情報提供を行った。</p> <p>今後も引き続きこれらの会議や事例集を活用した情報提供や自殺の危険性が高い者の特性に応じた対策を推進していく予定である。</p> <p>（注）平成25年9月12日（木）：関東ブロック</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <p>③ 上記①、②の指摘については、大綱に盛り込んで推進すること。</p> <p>(調査結果)</p> <p>上記①及び②を参照</p> <p>2 自殺に関する相談事業を実施する民間団体に対する支援の一層の充実 (勧告要旨)</p> <p>内閣府及び厚生労働省は、自殺に関する相談において重要な役割を果たしている民間団体における相談事業の運営等の実態及び課題等の把握を一層充実させるとともに、当該民間団体の安定的な事業継続の推進を図るための効果的な方策を講ずる必要がある。</p> <p>(制度の概要等)</p> <p>○ 基本法第 19 条において、「国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止等に関する活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。」と規定</p> <p>大綱において、「問題を抱えた者に対する相談・支援体制の整備・充実」が必要とされ、また、「国及び地域の自殺対策において、民間団体の活動を明確に位置付けること等により、民間団体の活動を支援する」と明記</p> <p>○ 自殺予防対策に係る 11 府省 137 施策（平成 22 年度）のうち、相談業務に関するものは 7 府省庁・49 施策（35.8%）（予算額約 84 億円（約 60%））を占める。</p> <p>○ 相談受付時間の拡大等の充実を図ったところ、前年同時期と比較して自殺者数が 16.1%減少したことから、相談業務の充実が自殺予防対</p>	<p>平成25年10月4日（金）：北海道・東北ブロック 平成25年10月17日（木）：中部ブロック 平成25年11月8日（金）：近畿ブロック 平成25年11月15日（金）：中国・四国ブロック 平成25年11月29日（金）：九州・沖縄ブロック</p> <p>【内閣府】</p> <p>→ 1 ①及び②の指摘内容については、新大綱に盛り込んで推進することとした。</p> <p>⇒ 1 ①及び②の指摘内容については、上記のとおり、新大綱に盛り込んで推進しているところである。</p> <p>なお、平成25年における年間自殺者数(27,283人)は、平成23年(30,651人)と比較して3,368人減少している。</p> <p>【内閣府】</p> <p>→ 新大綱において、民間団体の電話相談事業に対する支援として「相談員の人材育成等に必要な情報提供を行うなどの支援を引き続き実施する」ことが新たに盛り込まれた。今後、民間団体の安定的な事業継続の推進を図るための効果的な方策として、例えば基金を活用した民間団体の取組の報告やヒアリングなどを通じて、団体における相談事業の運営等の実態及び課題等も含めて情報収集を行い、団体への支援のための方策についても広く情報提供を行っていく予定である。</p> <p>⇒ 平成 25 年 7 月に自殺対策官民連携協働会議を設置し、同年 9 月から、地方公共団体の自殺対策担当職員や民間団体等を対象とした自殺対策官民連携協働ブロック会議を開催し、参加した民間団体から相談事業の運営等の実態及び課題等も含めた情報収集を行ったところである。</p> <p>また、都道府県から毎年提出を求めている基金事業実施状況報告の様式を平成 24 年度事業報告分より見直し、相談従事者の内訳、相談者数、相談種類・相談環境整備の状況等、民間団体の取組の状況をより詳細に把握できるように改善したところである。</p> <p>今後も引き続き、基金事業実施状況報告やこれらの会議等を活用して、</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>策に有効であるとしている地方公共団体あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国 52 か所のいのちの電話では、自殺を考えている者からの電話相談を受け付ける活動をボランティアで実施 (調査結果) ○ 民間団体は自殺に関する相談において重要な役割を果たしている <ul style="list-style-type: none"> → 自殺に関する相談受付件数 (平成 22 年度) 精神保健福祉センター、保健所等 (562 か所) : 約 4.9 万件 いのちの電話 (52 か所) : 約 7.2 万件 (精神保健福祉センター等の約 1.5 倍の件数) ○ 精神保健福祉センター、保健所等の中には、いのちの電話への自殺に関する相談業務の委託等により夜間の相談受付を実施しているものなどあり ○ いのちの電話における相談事業の運営等の実態・課題等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去 10 年間で、自殺に関する相談件数は約 2.3 倍に増加 (31,799 件→71,926 件)。一方、相談員数は約 1 割減少 (7,933 人→7,169 人) ・ 相談員不足で、フリーダイヤルでは、全受電件数のうち対応できている件数はわずか 4.1% ・ 相談員が相談活動に係る多額の費用を自己負担 (相談員になるための養成研修に係る費用を 107,000 円自己負担等) ・ 一方、地方公共団体の中には、様々な方法によりいのちの電話への支援を実施している例あり <ul style="list-style-type: none"> → 県の施設を相談場所として提供している例<高知県>、精神保健福祉センターが実施する研修に相談員を参加させている例<広島市>、相談員募集を市の広報媒体等で周知している例<札幌市> 等 ○ 内閣府及び厚生労働省は、民間団体の団体概要、事業内容等は把握しているが、それら民間団体における相談事業の運営等の実態、課題等の把握及びそれらを踏まえた支援は不十分 	<p>民間団体における相談事業の運営等の実態及び課題等の情報を収集するとともに、自殺対策検証評価会議の意見等も踏まえ、安定的な事業継続の推進を図るための効果的な方策や、地域自殺対策緊急強化基金の継続も含めた財政的支援の在り方について検討を行っていく予定である。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>→ 厚生労働省の自殺防止対策事業においては、自殺予防対策の専門家から構成される「事業選定・評価委員会」で審議の上、補助対象となる事業を採択しているが、平成 24 年 11 月の採択団体における事業の実施状況及び課題に関する中間報告の際に、勧告を踏まえ、これまでの活動に当たって心がけた点、従来から改善した点、事業実施目的の達成状況及び今後の課題を新たに報告事項に加え、各団体の活動の実態及び課題等の把握内容を充実させた。</p> <p>これらの報告内容を、「事業選定・評価委員会」における平成 25 年度以降の事業採択の審議の参考とするとともに、当該民間団体の安定的な事業継続の推進を図るための効果的な方策を講ずるための見直しを行う予定である。</p> <p>⇒ 自殺防止対策事業の平成 25 年度事業選定・評価委員会において、上記中間報告と事業計画書等に基づき、民間団体の運営状況、活動状況、今後の課題等を踏まえた採択事業の評価・選定を行い、補助金の交付を実施した。</p> <p>また、平成 26 年度事業の選定に当たっても、相談事業の運営等の実態及び課題等の把握を一層充実させる方法を検討した結果、各民間団体がこれまでの活動に当たって心がけた点、従来から改善した点、事業実施目的の達成状況及び今後の課題を中間報告として把握するとともに、平成 25 年 12 月、民間団体からの応募様式においても、当該団体として先駆性をアピールする欄を設け、民間団体における工夫した取組を一層把握できるよう見直しを実施したところ。</p> <p>さらに、平成 26 年 2 月 28 日に民間団体からのヒアリングを実施し、各団体の活動状況及び取組の成果を事業採択に反映させることで、民間団体の取組を積極的に評価し、各団体が効果的に事業を推進できるよう支援していく予定である。</p>

3 関係機関相互の連携の一層の推進等

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(1) かかりつけの医師等と精神科医との連携のための取組の一層の推進 (勧告要旨)</p> <p>厚生労働省は、うつ病等の精神疾患患者に対する支援が推進されるよう、かかりつけの医師等と精神科医との連携の具体的な実施方法や取組事例について地方公共団体への情報提供を一層推進する必要がある。</p> <p>(制度の概要等)</p> <p>○ 基本法及び大綱における理念として、国、地方公共団体、民間団体等の相互の密接な連携が明記</p> <p>また、基本法第15条において、「身体の障害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保」等必要な施策を講ずることが規定</p> <p>(調査結果)</p> <p>○ 調査した地方公共団体(17都道府県、6政令指定都市及び14市町村)のうち、かかりつけの医師等と精神科医との連携のための取組を実施しているものは、1都道府県(5.9%)、2政令指定都市(33.3%)及び1市町村(7.1%)の計4地方公共団体(10.8%)</p> <p>(2) 地域保健と産業保健との連携による自殺予防対策の一層の推進 (勧告要旨)</p> <p>厚生労働省は、地域保健と産業保健との連携による自殺予防対策が推進されるよう、地域・職域連携推進協議会における地域保健と産業保健との連携による自殺予防対策について、地域・職域ガイドライン等に明確に位置付けるとともに、具体的な連携方法や連携の取組事例の地方公</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>→ かかりつけの医師等と精神科医との連携(GP連携)の具体的な実施方法や先存取組事例については、現在、各都道府県において行われている平成25年度以降の医療計画の策定に資するよう、勧告を踏まえ、各都道府県からの照会に個別に応じる等により各都道府県の状況に応じた情報提供を行っている。</p> <p>また、医療計画の実施に伴う新たな取組のうち、各地方公共団体と情報を共有することによりGP連携の取組に効果的と考えられるものについては、全国都道府県等担当課長会議等を通じて積極的に情報提供を行っていく予定である。</p> <p>⇒ GP連携の具体的な実施方法や先存取組事例については、医師、看護師、精神保健福祉士、地方公共団体職員等を対象とした自殺未遂者ケア研修において、厚生労働省職員が講師として、神戸市や荒川区のGP連携の取組を説明したところである(平成26年1月25日:東京都、2月22日:岡山県、3月9日:宮城県)。</p> <p>また、平成26年3月7日の全国都道府県等担当課長会議においてもGP連携の取組事例について情報提供を行った。</p> <p>さらに、医療関係者等に対しても、平成25年7月12日の第16回日本臨床救急医学会総会・学術集会、同年10月12日の第54回日本児童青年精神医学会総会及び同年11月29日の第26回日本総合病院精神医学会総会において、各学会等の参加者に対してGP連携の取組について情報を共有したところである。</p> <p>今後も、これら各種会議等を通じて積極的に情報提供を行っていくこととしている。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>→ 平成25年2月5日に開催した各地方公共団体の地域・職域連携担当者を対象とした、地域・職域連携推進事業関係者会議において、今回の勧告内容や地域・職域連携を通じたメンタルヘルス対策について情報提供</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>共団体への情報提供を一層推進する必要がある。</p> <p>(制度の概要等)</p> <p>○ 大綱において、職場におけるメンタルヘルス対策の推進を図るため、特に、メンタルヘルス対策の取組が進んでいない小規模事業場に対して、地域保健と産業保健との連携などによる支援を充実することが明記</p> <p>(調査結果)</p> <p>○ 調査した 20 地方公共団体のうち、地域・職域連携推進協議会において地域保健と産業保健とが連携した自殺予防対策に係る取組を行っているものは1県 (5.0%) のみ</p> <p>(3) 救命救急センターと関係機関等との連携のための取組の一層の推進 (勧告要旨)</p>	<p>したところである。</p> <p>また、「地域保健医療等推進事業の実施について」(平成18年6月30日付け健発第0630003号厚生労働省健康局長通知)の別添4「地域・職域連携推進事業実施要綱」の改正によりメンタルヘルス対策をより明確に位置付け、平成25年度以降、各地方公共団体が自殺・うつ病等を含めたメンタルヘルス対策について、地域・職域連携推進協議会での取組を推進できるよう、情報提供を実施する予定である。</p> <p>⇒ 平成25年3月13日に開催した全国健康関係主管課長会議において、勧告内容を踏まえた地域・職域連携推進協議会における地域保健と産業保健との連携による自殺予防対策の一層の推進について依頼した。</p> <p>また、平成25年6月17日、「地域保健医療等推進事業の実施について」の別添4「地域・職域連携推進事業実施要綱」を改正し、各自治体が自殺・うつ病等を含めたメンタルヘルス対策について、地域・職域連携推進協議会での取組を推進できるよう、これをより明確に位置付け、都道府県等宛て通知するとともに、同日、地域保健と職域保健によるメンタルヘルス対策の方策例について情報提供を実施した。</p> <p>さらに、平成25年10月31日に開催した各地方公共団体の地域・職域連携担当者を対象とした、地域・職域連携推進事業関係者会議において、勧告内容や改正した通知の内容を情報提供し、事業の一層の活用を依頼したところである。</p>
<p>厚生労働省は、自殺未遂者の再度の自殺を防ぐための救命救急センターと関係機関等との連携が推進されるよう、個人情報ガイドラインを改定するなどにより、救命救急センターから関係機関等へ自殺未遂者の個人情報を提供する場合の方法、内容等を示す必要がある。</p> <p>(制度の概要等)</p> <p>○ 基本法第15条において、「救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保」等必要な施策を講ずることが規定。また、同法第17条においては、「国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずる」ことが規定</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>→ 新大綱において、i) 救命救急センター等への精神保健医療従事者等の配置、ii) 治療を受けた自殺未遂者の精神科医療ケアの必要性の評価、精神科医による診療や精神保健医療従事者によるケアが受けられる救急医療体制の整備等が新たに盛り込まれた。これを踏まえ、救命救急センターと関係機関等との連携が推進されるよう、平成24年11月、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインに関するQ&A(事例集)」を改訂し、救命救急センターから関係機関等へ自殺未遂者の個人情報を提供する場合の方法、内容等について、各都道府県に示した。</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>○ また、大綱において、自殺未遂者の再度の自殺を防ぐため、入院中及び退院後のケアを行うことが明記</p> <p>(調査結果)</p> <p>○ 厚生労働省は、救命救急センターから関係機関等（精神科医、精神保健福祉センター等）に自殺未遂者の個人情報を提供する場合の具体的な方法、内容等を明示せず。</p> <p>○ 調査した 38 地方公共団体のうち、連携のための取組の実施は 7 地方公共団体（18.4%）</p> <p>→ 個人情報を関係機関で共有する方法が分からないとするものなどあり</p> <p>(4) 教育委員会や学校と地域の関係機関等との連携の一層の推進 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>関係府省は、教育委員会や学校と地域の関係機関等とが連携した自殺予防対策を推進するため、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 内閣府は、自殺対策連絡協議会等に教育委員会等の学校関係者が参加していない地方公共団体に対し、これらの者の参加について要請すること。</p> <p>また、文部科学省は、自殺対策連絡協議会等に参加していない教育委員会等に対し、参加を要請すること。</p> </div> <p>(制度の概要等)</p> <p>○ 大綱において、「自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係しており、総合的な自殺対策を推進するためには、地域の多様な関係者の連携・協力を確保しつつ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していくことが重要である。」として、そのために、国は、都道府県及び政令指定都市において、様々な分野の関係機関・団体によって構成される自殺対策連絡協議会等が設置されるよう積極的に働きかけることが明記</p> <p>(調査結果)</p> <p>○ 64 都道府県等に設置された自殺対策連絡協議会等のうち 10 協議会等（15.6%）で、教育委員会等の学校関係者が構成員となっていない。</p>	<p>⇒ 改訂した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインに関するQ&A（事例集）」の内容について、今後も、地方公共団体から疑義照会等があった場合などの機会を捉え、内容の解説、助言等を行っていくこととしている。</p> <p>【内閣府】</p> <p>→ 新大綱において、「都道府県及び政令指定都市において、様々な分野の関係機関・団体によって構成される自殺対策連絡協議会等の自殺対策の検討の場の設置と同協議会等により地域における自殺対策の計画づくり等が推進されるよう、積極的に働きかけるとともに、情報の提供と適切な支援を行うこととする」ことが盛り込まれた。できる限り早急に、全国自殺対策主管課長等会議などの場を活用して、教育委員会を始めとする様々な主体の参加を要請する予定である。</p> <p>⇒ 平成26年2月に開催した平成25年度第2回全国自殺対策主管課長会議において、自殺対策連絡協議会等への学校関係者の参加について要請を行ったところである。</p> <p>また、平成25年度においては、新大綱に掲げられている「国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携・協働するための仕組み」の具体化を図るため、以下の対策を講じている。</p> <p>i) 自殺対策に関わる地方公共団体、民間団体等が、情報共有や意見交換を通して互いの活動について理解を深め、さらに連携を図ることができるよう、地方公共団体の自殺対策担当職員や民間団体等を対象とした自殺対策官民連携協働ブロック会議を開催</p> <p>ii) 地域の実情に応じたネットワークの構築、自殺対策を推進する人材の養成を目的とした「自殺対策連携コーディネート研修」を実施し、教育委員会を含んだ関係機関等との連携が推進されるよう対策を実施</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <p>② 文部科学省は、「スクールカウンセラー等活用事業」による連絡協議会を活用した取組が推進されるよう、同協議会への自殺予防対策に関する専門的な知見を有する地域の関係機関等(精神保健福祉センター、精神科医など)の参加を促進するための方策を講ずること。</p> <p>(制度の概要等)</p> <p>○ 大綱において、学校における心の健康づくり推進体制の整備を図る観点から、スクールカウンセラーの配置など学校における相談体制の充実を図ること、また、いじめを苦しめた子どもの自殺の予防の観点から、学校、地域、家庭が連携していじめを早期に発見し、適切に対応できる地域ぐるみの体制整備を促進することが明記</p> <p>(調査結果)</p> <p>○ 調査した11都道府県等で開催されている「スクールカウンセラー等活用事業」による「連絡協議会」では、いずれも、その構成員として、</p>	<p>今後も、自殺対策官民連携協働ブロック会議などの場を活用して、引き続き、教育委員会を始めとする様々な主体の自殺対策連絡協議会等への参加を要請する予定である。</p> <p>【文部科学省】</p> <p>→ 平成25年2月、都道府県・指定都市教育委員会に対し、本勧告について文書にて周知する。</p> <p>また、平成25年2月開催の「都道府県・指定都市生徒指導担当指導主事連絡会議」において、本勧告の内容に関する周知を行い、都道府県・指定都市の実情に応じて自殺対策連絡協議会等に参加するよう依頼する。</p> <p>⇒ 平成25年2月、都道府県・指定都市教育委員会に対し、本勧告について、「総務省の「自殺予防対策に関する行政評価・監視」について(周知)」(平成25年2月12日付け事務連絡)により周知した。</p> <p>また、平成25年2月及び9月に開催した「都道府県・指定都市生徒指導担当指導主事連絡会議」並びに平成26年1月に開催した「都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議」において、本勧告の内容に関する周知を行い、都道府県・指定都市の実情に応じて自殺対策連絡協議会等に参加するよう依頼した。</p> <p>【文部科学省】</p> <p>→ 平成25年2月、都道府県・指定都市教育委員会に対し、本勧告について文書にて周知する。</p> <p>また、平成25年2月開催の「都道府県・指定都市生徒指導担当指導主事連絡会議」において、本勧告の内容に関する周知を行い、自殺予防対策の推進に当たりスクールカウンセラー等活用事業による連絡協議会の活用を依頼する。</p> <p>⇒ 平成25年2月、都道府県・指定都市教育委員会に対し、本勧告について、「総務省の「自殺予防対策に関する行政評価・監視」について(周知)」(平成25年2月12日付け事務連絡)により周知した。</p> <p>また、平成25年2月及び9月に開催した「都道府県・指定都市生徒指導担当指導主事連絡会議」並びに平成26年1月に開催した「都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議」において、本勧告の内容に関する</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>地域の関係機関が含まれていない。</p> <p>(5) 自殺予防対策に従事する者の心の健康を維持するための取組の一層の推進 (勧告要旨)</p> <p>関係府省は、自殺予防対策に関する業務に従事する者の心の健康を維持するための取組が推進されるよう、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 内閣府は、関係府省と連携を図り、自殺予防対策に関する業務に従事する者の心の健康を維持するための取組の重要性の周知を徹底するとともに、その取組事例について地方公共団体に情報提供を行うこと。</p> <p>(制度の概要等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大綱において、自殺予防対策に関する業務に従事する者の心の健康を維持するための取組について、「民間団体の活動に従事する人も含む自殺対策従事者の心の健康を維持するための対応方法の普及を図る」と明記 <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府は、取組事例の情報提供を行っておらず、取組の重要性についての周知も不十分 ○ 厚生労働省は、専門的知見を活用した対応方法についての普及・啓発が不十分 ○ 地方公共団体が実施した、心の健康に関する相談業務従事者等を対象としたアンケート調査では、仕事で関わった者が自殺又は自殺未遂をした415件について「眠れなくなった」が95人、「その仕事が続けられなくなった」が19人、「精神科を受診した」が15人など大きな影響ありとの結果<平成23年1月、尼崎市> ○ 調査した地方公共団体の60相談機関のうち、取組が未実施のものが20相談機関(33.3%) <p>(勧告要旨)</p> <p>② 厚生労働省は、自殺予防対策に関する業務に従事する者の心の健康</p>	<p>周知を行い、自殺予防対策の推進に当たりスクールカウンセラー等活用事業による連絡協議会の活用を依頼した。</p> <p>【内閣府】</p> <p>→ 新大綱において、「自殺対策従事者の心の健康を維持するための仕組みづくりを推進するとともに、心の健康に関する知見を活かした支援方法の普及を図る」ことが盛り込まれた。これを踏まえ、できる限り早急に、自殺予防対策に関する業務に従事する者の心の健康を維持するための取組の重要性の周知については、関係府省と周知内容、方法等について検討を行うとともに、全国自殺対策主管課長等会議などの場を活用して、取組事例の情報提供を行う予定である。</p> <p>⇒ 平成25年5月、地方公共団体の取組事例について、福島県の「災害時の心のケア体制整備事業＝支援者の支援と心のケアマニュアル＝」等を先駆的取組として紹介した「地域における自殺対策取組事例集」を作成し、内閣府自殺対策ホームページに掲載するとともに、都道府県（市区町村への周知を依頼）及び政令指定都市に配布した。</p> <p>また、平成25年11月、ゲートキーパー養成研修用テキスト及びDVDについて、支援者自身の健康管理が重要である旨の内容を加え、都道府県（市区町村への周知依頼）及び政令指定都市に配布した。</p> <p>さらに、平成25年5月に開催した全国自殺対策主管課長会議や、平成25年9月から開催した自殺対策官民連携協働ブロック会議及び自殺対策連携コーディネート研修でのグループワーク等を通じ、参加した地方公共団体や民間団体等の自殺対策従事者からの発表等により、自殺対策従事者の心の健康を維持する取組の実態や課題等について情報収集を行ったところである。</p> <p>今後も、「地域における自殺対策取組事例集」やこれらの会議等を通じて、引き続き取組事例の情報提供を行う予定である。</p> <p>【厚生労働省】</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>を維持するための専門的知見を活用した対応方法について一層の普及・啓発を図ること。</p> <p>(制度の概要等) 上記①を参照</p> <p>(調査結果) 上記①を参照</p>	<p>→ 新大綱において、「民間団体の活動に従事する人も含む自殺対策従事者の心の健康を維持するための仕組みづくりを推進するとともに、心の健康に関する知見を活かした支援方法の普及を図る」こととされ、内閣府を始めとする関係省庁において取り組むこととされた。これを踏まえ、これまで自殺対策に取り組む各地方公共団体や団体等が行う講演会、研修など各種機会を通じて専門的知見の普及を図ってきた自殺予防総合対策センターの知見を活用し、地方公共団体や団体等の職員を対象とした研修会のプログラムに、自殺対策従事者の心の健康を維持するための対応方法等に関する内容を盛り込むなど、一層の普及・啓発を図っていく予定である。</p> <p>⇒ 自殺予防総合対策センターの知見を活用して、公的機関や民間団体で日夜相談業務等の対人支援に携わっている相談員に対して、下記の研修を通じて、自殺対策従事者自身の心の健康を維持するための専門的助言を行い、一層の普及・啓発を図っている。</p> <p>i) 心理職自殺予防研修（平成 25 年 8 月 6 日～7 日） 参加者は医療現場、学校、民間団体、企業、精神保健福祉センター、行政機関で対人支援に携わる心理職。「事後対応」「自殺が起こった後の対応」という講義枠にて従事者の心の健康の維持についても説明。</p> <p>ii) 自殺総合対策企画研修（平成 25 年 8 月 20 日～22 日） 参加者は精神保健福祉センター、保健所、行政機関で自殺対策に携わる保健師、精神保健福祉士、心理技術者など。「自殺対策の基本的な考え方」という講義枠にて従事者の心の健康の維持についても説明。</p> <p>iii) 精神科医療従事者自殺予防研修（平成 25 年 9 月 17 日～18 日、12 月 3 日～4 日） 参加者は、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士等の地域精神保健医療福祉の従事者。「事後対応」「自殺が起こった後の対応」という講義枠にて従事者の心の健康の維持についても説明。 なお、受講者が職場にて実施している具体例までは把握できていないが、各研修中にグループワークによる従事者同士のネットワーク形成や、有益な情報源を有するようにして、受講者などが実務で精神的に行き詰まった際の解決策として機能するよう工夫した方法で実施している。 今後も引き続き、研修プログラムに自殺対策従事者への心のケアに関する内容を盛り込むなど、一層の普及・啓発を図ることとしている。</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>4 自殺予防に関する普及啓発の一層の推進 (勧告要旨)</p> <p>内閣府は、自殺予防に関する普及啓発の実施に当たり、国民一人ひとりの自殺予防に対する意識の向上等を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 地方公共団体の取組や意見を参考にするなどにより、関係府省と連携を図り、対象者や目的等を明確にした啓発事業の推進を図るなど、自殺予防に関する普及啓発を一層推進するための方策を講ずること。</p> <p>(制度の概要等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本法第 12 条において、自殺予防に関する普及啓発について、「国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺の防止等に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。」と規定 ○ 大綱において、「自殺対策における国民一人ひとりの役割等について国民の理解の促進を図るため、教育活動、広報活動等を通じた啓発事業を展開する」こととして、自殺予防週間の設定による啓発事業の実施等の取組内容が明記 ○ 内閣府は毎年度、自殺予防週間（9月10日からの一週間）や自殺対策強化月間（3月）の実施要綱を定め、地方公共団体や関係団体等とも連携して、自殺対策キャンペーンの実施による啓発事業や各種広報媒体を通じた広報などの取組を実施 <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査した全ての地方公共団体において、それぞれの地域の実情に応じて、パンフレット等の作成・配布、講演会等の開催など、様々な普及啓発に関する取組を実施し、普及啓発に関する取組は一定程度進捗している状況 <ul style="list-style-type: none"> → 自殺死亡率が高い無職者を対象とした啓発活動（無職者向けのちらしやカードを作成し、ハローワーク等で配布）を実施している例 → 自殺予防対策に直接関わりのない職員を含めた全職員、民生・児童委員、消費生活相談員等のほか、広く一般住民も対象として、自殺への偏見を取り除き、自殺のサインに気づくことができるようになるための研修を実施している例 ○ 自殺に関する国民の関心は必ずしも高いものとなっていない状況であり、自殺予防に関する普及啓発を一層推進する余地あり <ul style="list-style-type: none"> → 内閣府の「自殺対策に関する意識調査」（平成 24 年 1 月）において、自殺者数が平成 10 年から 14 年連続して 3 万人を超える厳しい状況にあることを知らない人が 	<p>【内閣府】</p> <p>→ 自殺予防に関する普及啓発については、始動期の全ての人々を対象とする啓発事業から、今後は、地域の実態に即した集団（例：高齢者層、働き盛り層の集団）や自殺リスクの高い集団への啓発など、対象者、目的、成果等を明確にした啓発事業の推進を図る予定である。</p> <p>具体的には、できる限り早急に、既にこうした事業を実施している地方公共団体における自殺対策の取組事例を盛り込んだ事例集による情報提供を行うとともに、関係府省との連携の下、全国自殺対策主管課長等会議などの場を活用して、自殺予防対策に係る施策に関する情報提供を行い、事業のより一層の推進を図る予定である。</p> <p>⇒ 平成 25 年 5 月、地方公共団体の取組事例について、「一人暮らしなどに対する孤立防止」、「子供や若者への対策」、「自殺未遂者への対策」など、対象者を明確にし、課題別に整理した「地域における自殺対策取組事例集」を作成し、内閣府自殺対策ホームページに掲載するとともに、都道府県（市区町村への周知を依頼）及び政令指定都市に配布した。</p> <p>また、「いのちとこころの支援センター事業～自殺未遂者等ハイリスク者への相談支援」（新潟県）など対象者や目的を明確にした先進的取組事例について、地方公共団体の自殺対策担当職員や民間団体等を対象とした自殺対策官民連携協働ブロック会議において情報提供を行った。</p> <p>平成 26 年度以降も引き続き、自殺予防に関する普及啓発を一層推進するための取組を実施することとしている。</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>34.5%となっており、20歳代及び30歳代では約半数が知らないとしている。</p> <p>→ 地方公共団体の自殺対策等に関する意識調査において、i)「自殺予防週間」の名称及び事業を知っていると回答した人は3.4%<平成23年2月、名古屋市>、ii) 県民の83.7%が県内の自殺者の状況を知らない<平成22年10月、鹿児島県>などの例あり</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>② 統一ダイヤルについて、全国共通の電話番号を設定している地方公共団体における設定による効果等を把握し、未設定となっている都道府県及び政令指定都市に対する情報提供を行うなど、統一ダイヤルの全国展開を推進するための方策を講ずること。</p> <p>(制度の概要等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大綱において、相談窓口電話番号の全国共通化について検討することとされている。 ○ 内閣府は、大綱に基づき、より多くの人々が相談しやすい体制の整備を図るため、平成20年9月10日から、都道府県及び政令指定都市が実施している「心の健康電話相談」等の公的な電話相談事業に全国共通の電話番号を設定する「こころの健康相談統一ダイヤル」の運用を開始 <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年4月現在、全国共通の電話番号を設定しているのは30都道府県(63.8%)及び3政令指定都市(15.0%)にとどまっている。 ○ 調査した地方公共団体の中には、統一ダイヤルの全国共通の電話番号を設定したことにより、相談件数が増加しているなど効果が現われている例あり <p>5 東日本大震災に関連した自殺を防止するための取組の一層の推進</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>内閣府は、関係府省と連携を図り、東日本大震災の被災者及び被災者を支援する業務に従事する者の精神的負担や症状等に関する実態を把</p>	<p>【内閣府】</p> <p>→ 統一ダイヤルについては、接続状況、平均通話時間等の利用状況を効果として把握し、毎月、都道府県及び政令指定都市に対しその状況について情報提供しているほか、平成24年9月の自殺予防週間中においても全都道府県及び政令指定都市に対し加入を呼びかけたところ、当該期間においては、全都道府県及び政令指定都市が統一ダイヤルに加入した。</p> <p>今後も、全国自殺対策主管課長等会議を始め、自殺対策強化月間、自殺予防週間等の機会を活用して、引き続き、全都道府県及び政令指定都市に対し、統一ダイヤルへの恒常的な加入を呼び掛けていく予定である。</p> <p>⇒ 統一ダイヤルについては、接続状況、平均通話時間等の利用状況を効果として把握し、毎月、都道府県及び政令指定都市に対しその状況について情報提供しているほか、平成25年3月の自殺対策強化月間及び平成25年9月の自殺予防週間においても、全都道府県及び政令指定都市に対し加入を呼びかけたところ、当該期間においては、全都道府県及び政令指定都市が統一ダイヤルに加入した。</p> <p>その後も平成25年度中には香川県及び高知県が新たに通年参加しており(平成25年11月現在、37都道府県及び7政令指定都市が参加)、平成26年3月の自殺対策強化月間からはさらに岡山県及び富山県が参加する予定となっており、参加する地方公共団体が順調に増えているところである。</p> <p>今後も、全国自殺対策主管課長等会議を始め、自殺対策強化月間、自殺予防週間等の機会を活用して、引き続き、全都道府県及び政令指定都市に対し、統一ダイヤルへの恒常的な加入を呼び掛けていく予定である。</p> <p>【内閣府】</p> <p>→ 新大綱において、支援者の心のケアが重要であるとされ、i) 東日本</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>握するとともに、これらの者の心の健康を維持するための長期的・継続的な取組を推進する必要がある。</p> <p>また、上記の指摘については、大綱に盛り込んで推進する必要がある。</p> <p>(制度の概要等)</p> <p>○ 大震災からの復旧・復興への過程で、被災者の孤独や不安が増大等による自殺者の増加の可能性が指摘され、また、被災者を支援する業務に従事する者についても精神面でのケアが必要な状況。これらの者に対する長期的・継続的な心の健康を維持するための取組が必要。</p> <p>※ 厚生労働科学研究において、被災から数か月後から数年の時期に、PTSDの遷延化、震災ストレスからくる抑うつや不安障害等の症状がみられるとされている。</p> <p>また、阪神・淡路大震災後7年が経過した時点で、自宅が全壊し復興住宅に暮らす被災高齢者のうち約2,000人、被災児童等約3,100人にPTSDの遷延化が見られたとの報告あり。</p> <p>(調査結果)</p> <p>○ 長期的・継続的な被災者の心の健康維持が課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 震災関連の自殺者数の累計は61人（平成24年3月現在。毎月継続的に自殺者が発生）（内閣府の実態把握） ・ 宮城県内で、睡眠障害の疑いがある者は約4割（厚生労働省調査） ・ 被災県では、被災者の心の健康維持のための拠点の設置などを進めつつあり、長期的に運営していく予定。しかし、長期的・継続的に被災者の心の健康維持のための取組を行う専門職（精神科医、臨床心理士等）の確保が困難 <p>○ 被災者を支援する業務に従事する者の心の健康維持も急務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者を支援する業務に従事する者についても心の健康維持が必要となっている実態がみられ、被災者と同様、長期的な対応が必要 → 警察庁が実施した被災3県（岩手、宮城及び福島）の警察職員を対象とした問診票による調査において、回答した警察職員のうち7.6%が強いストレスを受けているとの結果 → 総務省消防庁が実施した被災地で活動する消防団員を対象とした調査において、ストレスやショックを感じたと回答したのは84.9%。このうち89.0%がその対策を未実施との結果 → 京都府が被災地に派遣した「心のケアチーム」の医師等が診療等を行った被災市町村職員のうち、ストレス関連疾患と診断された職員は41.0% 	<p>大震災における被災者の心の健康状態や自殺の原因の把握及び対応策の検討、実施、ii) 東日本大震災の被災者等について、生活環境の変化等による様々なストレス要因を軽減するため、国、地方公共団体、民間団体等が連携して、被災者の見守り活動等の孤立防止や心のケアの実施などが新たに盛り込まれた。これを踏まえ、東日本大震災の被災者及び被災者を支援する業務に従事する者の心の健康を維持するための長期的・継続的な取組を推進できるよう、研修用DVD「避難所編」、「仮設住宅編」等を作成し、地方公共団体、関係機関等へ配布するなど取組を推進している。</p> <p>また、平成25年度以降、東日本大震災の被災者及び被災者を支援する業務に従事する者の精神的負担や症状等に関する実態を把握するため、地方公共団体等を通じて情報を収集するなど、長期的・継続的な取組を推進する予定である。</p> <p>⇒ 平成25年5月に開催した全国自殺対策主管課長会議や、同年9月から開催した自殺対策官民連携協働ブロック会議を通じ、参加した地方公共団体や民間団体等の職員で東日本大震災の被災者を支援する業務に従事した経験がある者からの発表等により、東日本大震災の被災者及び被災者を支援する業務に従事する者の精神的負担や症状等に関する実態や課題等について情報収集を行ったところである。</p> <p>また、東日本大震災の被災者及び被災者を支援する業務に従事する者の心の健康を維持するための長期的・継続的な取組を推進できるよう、平成25年10月にゲートキーパーテキスト第3弾及び研修用DVD「地域対応編・心得編」を作成し、各都道府県、政令指定都市に配布するとともに、「ほっと安心手帳」を平成25年9月の自殺予防週間及び平成26年3月の自殺対策強化月間特設ページに掲載するなどして活用し、自治体、関係機関等における取組の推進に努めている。</p> <p>今後も引き続き、東日本大震災の被災者及び被災者を支援する業務に従事する者の心の健康を維持するための取組の推進のための方策を講じていくこととしている。</p>